(七)　優先出資の引受け等の決定等
特定認定に係る農林中央金庫と機構が、農林中央金庫の自己資本の充実のために優先出資の引受け等の決定を求めた場合には、主務大臣は、一定の要件に該当する場合に限り、優先出資の引受け等を行うべき旨の決定をするものとすることとした。（第一一〇条の一四関係）

(八)　特定負担金の納付等
(1)　農林中央金庫等（農林中央金庫又はその会員である農水産業協同組合をいう。以下同じ。）は、機構の危機対応業務（特定認定に係る農林中央金庫に係るものに限る。）の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、特定負担金を納付しなければならないこととした。（第一一〇条の一七関係）
(2)　政府は、特定負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農林中央金庫等の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認められるときに限り、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができることとした。（第一〇九条関係）

5　施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五六号）（内閣府本府）

1　国及び地方公共団体の連携協力に係る責務の追加
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとすることとした。（第三条関係）

2　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に定める事項の追加
国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を、基本方針に定める事項として追加することとした。（第六条第二項関係）

3　事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮について、改正前の配慮努力義務を配慮義務へと改めることとした。（第八条第二項関係）

4　障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の見直し
国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成及び確保をする責務を明確化することとした。（第一四条関係）

5　障害を理由とする差別に関する事例等の収集、整理及び提供の強化
地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとすることとした。（第一六条関係）

6　施行期日
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（法律第五七号）（文部科学省）

1　総則
(一)　目的
この法律は、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義
「学校」、「児童生徒等」、「児童生徒性暴力等」、「児童生徒性暴力等の防止等」、「教育職員等」及び「特定免許状失効者等」について、それぞれ定義規定を置くこととした。（第二条関係）

(三)　児童生徒性暴力等の禁止
教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならないこととした。（第三条関係）

(四)　基本理念
(1)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならないこととした。（第四条第一項関係）
(2)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならないこととした。（第四条第二項関係）
(3)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならないこととした。（第四条第三項関係）
(4)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならないこととした。（第四条第四項関係）
(5)　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならないこととした。（第四条第五項関係）

(五)　国等の責務
国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務について、それぞれ定めることとした。（第五条～第一〇条関係）

(六)　法制上の措置等
国は、法制上の措置、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとし、地方公共団体は、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一一条関係）

2　基本指針
文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針を定めるものとすることとした。（第一二条関係）

3　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置
(一)　教育職員等及び児童生徒等に対する啓発
国、地方公共団体等は、教育職員等及び児童生徒等に対し、児童生徒性暴力等の防止のため、啓発等を行わなければならないこととした。（第一三条及び第一四条関係）

(二)　データベースの整備等
国は、データベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとし、都道府県の教育委員会は、データベースへの情報の迅速な記録その他必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一五条関係）

(三)　児童生徒性暴力等対策連絡協議会
地方公共団体は、児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができることとした。（第一六条関係）

4　教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等
国、地方公共団体、学校の設置者、学校、教育職員等、児童生徒等からの相談に応じる者及び保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等について、それぞれの立場に応じて、通報、調査、保護、支援その他の適切な措置をとらなければならないこととした。これらの措置は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者について準用することとした。（第一七条～第二一条関係）

5　特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等
(一)　特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例
特定免許状失効者等については、再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができることとした。（第二二条関係）